

## 総務教育環境委員会記録

総務教育環境委員会

委員長 仲山 哲男

- 1 日 時 令和5年12月22日（金）10時56分開会、11時08分閉会
- 2 場 所 光市議会第1委員会室
- 3 出席委員 仲山 哲男、早稲田 真弓、木村 信秀、仲小路 悦男、中本 和行、  
西崎 孝一、西村 慎太郎、林 節子
- 4 事務局職員 市川 恵美、起本 一生
- 5 説明員  
吉本副市長  
【環境市民部】小山環境市民部長、小熊環境市民部次長兼市民課長、讃井地域づくり推  
進課長
- 6 議事の経過概要 別紙のとおり
- 7 その他（傍聴） なし

# 1 環境市民部関係分

## (1) 付託事件審査

### ①追加議案第81号 光市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

説 明：小熊環境市民部次長 ～別紙

#### 質 疑

##### ○早稲田委員

それでは、一つ質問をさせていただきます。

期間について、最大4か月とか、最大6か月とか、令和5年度は最大3か月と、最大という言葉が書いてあるんですけれども、こちらの意味について、人によって期間が変わるものなのかお示してください。

##### ○小熊環境市民部次長

今、最大という表記に関してのお尋ねだと思います。

これにつきましては、まず、減額の対象期間内の転入・転出、それから、社会保険といった他保険のほうへの加入といった資格異動と言われるものがあつた場合、それから対象期間が年度をまたぐ場合があるということで、こういった表記にさせていただきます。

例えば、12月から3月までが対象期間の方が2月に転出をされたというような場合は、本市における対象期間は12月と1月と、この2か月分というふうになります。

年度またぎの場合に関しては、賦課算定のほうがあくまで年度ごとに算定をされるものでございますので、例えば、1月から4月といったような対象期間の方につきましては、1月から3月分までと、それから、4月分に関しては別年度での賦課計算ということになりますので、こういった表記とさせていただきますというふうに御理解いただければと思います。

以上でございます。

##### ○早稲田委員

資格異動や転出等、また年度またぎ等で期間が変わってくるということで理解できました。ありがとうございました。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・・・

②追加議案第82号 三島コミュニティセンター建設工事（建築工事）請負契約の締結について

説 明：讃井地域づくり推進課長 ～別紙

質 疑

○西崎委員

9ページの工期でございますが、約14か月以上、年度をまたがっておるのは、ちょっと工期長いような気がするんですが、これは何か理由はございますでしょうか。

○讃井地域づくり推進課長

工期についてのお尋ねでございますが、さきの委員会で工程については御答弁申し上げたところでございますが、改めまして、ここでもう一回、工期の御説明をさせていただきます。

本議会議決後、早急に契約を締結いたしまして、来年1月から着工したいと考えております。

まず、1月から7月にかけて、新しい施設のホールの建設。それから、令和6年8月から10月にかけては、消防機庫の建設。同じく令和6年8月から10月にかけては、既存の大ホール部分の解体及び既存施設の改修工事を行います。

令和6年9月から令和7年2月にかけては、コミュニティセンター本体の建設をしまして、令和7年4月に供用を開始したいと考えております。

以上でございます。

○西崎委員

了承しました。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」